

国民年金保険料・学生納付特例申請について

このお知らせは、平成30年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、引き続き平成31年度も在学予定の方にお送りしています。

①平成31年度も「学生納付特例制度」の利用を希望される方

平成30年度と同じ学校等に在学される方

同封の申請書（ハガキ）により申請をすることができます。申請書に必要事項を記入して、平成31年度（平成31年4月～翌年3月）の申請をしてください。

在学される学校等に変更のある方

この申請書（ハガキ）で申請することはできません。改めて在学の事実等について確認する必要がありますため、お住まいの市（区）役所・町村役場またはお近くの年金事務所に申請をしてください。（申請には、在学証明書（原本）または学生証の写しが必要です。）

※大学から大学院へ進む場合や短期大学から4年制大学に編入する場合等を含みます。

※申請書は「日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>」からも入手できます。

国民年金保険料学生納付特例申請書（記入例）

※必ず記入例の青字部分の全てを記入してからご提出ください。

入学年月と卒業予定年月をご記入ください。		今回の申請期間は、最長で平成32年3月までです。	
学校の名称	年金大学	学校の所在地	東京 千代田 霞が関1-2-2
在学予定年月	平成28年4月入学 平成32年3月卒業予定	学生納付特例申請期間	平成31年4月から平成32年3月まで
税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	前年所得	1. なし 2. あり（118万円以下） 3. あり（118万円超）⇒16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。		平成31年4月1日 日本年金機構理事長あて	
住所	〒168-8505 東京 杉並 高井戸西3-5-24		
氏名	年金 太郎	(電話 XX - XXXX - XXXX)	

平成30年の税申告について、
いずれかに必ず○を記入してください。

被保険者（申請者）ご本人の住所・氏名
をご記入ください。
※住民票の住所をご記入ください。

被保険者本人が自署した場合は押印不要です。

いずれかに必ず○を記入してください。

「所得＝収入－必要経費」です。

●給与と所得者の場合の所得の計算方法：年間所得＝収入－給与所得控除（65万円～）

【アルバイト収入のみの場合の例】

アルバイト収入が1カ月5万円（年間60万円）の場合は、給与所得控除（65万円）以下であるため、所得は「1. なし」となります。（60万円－65万円＝▲5万円となるため）

※計算の結果、「3. あり（118万円超）」の場合は、税申告が必要になります。「税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

※学生納付特例は年度ごとに申請を行う必要があります。また、学生納付特例制度は、前年の所得が一定額以下の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するために、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

※学生納付特例の申請書は速やかに提出してください。申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得がある方は、所得が確定した後に審査を行うため、平成31年7月以降に審査結果をお知らせします。なお、審査結果のお知らせ前に納付書が届く場合がありますので、ご了承願います。

※すでに申請をされている方へもご案内させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②学生納付特例期間の取り扱いについて

年金への影響 納付状況等	納 付	学生納付特例	未 納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間として…	計算される	計算される	計算されない
老齢基礎年金の年金額に…	反映される	反映されない	反映されない

○保険料を未納のままにしておくと、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として計算されないため、将来の老齢基礎年金や、不測の事態が生じたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

○学生納付特例期間は、受給資格期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

③保険料の追納について

※平成31年度中に追納する場合の保険料額

年度	追納額（月額）	当初保険料（月額）
21年度	15,280円	14,660円
22年度	15,540円	15,100円
23年度	15,320円	15,020円
24年度	15,170円	14,980円
25年度	15,150円	15,040円
26年度	15,300円	15,250円
27年度	15,620円	15,590円
28年度	16,280円	16,260円
29年度	16,490円	16,490円
30年度	16,340円	16,340円
31年度	16,410円	16,410円

○学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。**

○ただし、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

○なお、保険料の追納にあたっては、申込書の提出が必要となりますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

④平成31年度は「保険料納付」を希望される方へ

平成31年度は学生納付特例制度を利用せず保険料を納めるという方は、別途お送りする納付書により保険料を納付してください。

ご不明な点があれば、お近くの年金事務所へご連絡ください。

口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

免除・納付猶予および学生納付特例は、2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。
過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。

【委託事業者一覧】

事業者名	お住いの地域	お問い合わせ先	受付時間
アイヴィジット・ 東洋紙業共同企業体	北海道・青森・岩手・秋田・宮城・ 山形・福島・群馬・新潟・長野・ 東京（特別区・島しょ部）	0570-021-781 IP 電話は 03-3941-3162	9:00～21:00
株式会社バックスグループ	富山・石川・愛知・岐阜・三重・ 福井・滋賀・京都・奈良・兵庫	0120-987-927	8:30～21:00 (盆、年末年始を除く)
	埼玉・千葉・神奈川・徳島・香川・ 愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・ 大分	0120-963-729	
日立トリプルウィン・ NTT印刷共同企業体	茨城・栃木・東京（多摩地区）・山梨・ 静岡・大阪・和歌山・鳥取・島根・ 岡山・広島・山口・熊本・宮崎・ 鹿児島・沖縄	0120-211-231	平日 9:00～20:00 (第1木曜日 9:00～17:30) 土、日、祝日 9:00～19:00 (ゴールデンウィーク、盆、年末年始を除く)

◎委託事業者についての詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構
Japan Pension Service

1904 1031 042

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>